

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	アジア拠点化のためのストックオプション税制に係る特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）において定められている、専ら認定開発事業又は認定統括事業を行う事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、当該事業者を子会社等とする外国法人から与えられた新株予約権の特例措置について、廃止が認められた場合、個人住民税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第29条の3、租税特別措置法施行令第19条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第2号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第2号		
増収見込額	[平年度] ー （ ー ）	[改正増減収額] ー	（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	平成27年度末にて期限を迎えるところ、これまでの利用実績等を踏まえ、本特例措置を廃止する。		
ページ	1—1		